

印刷役務に係るグリーン購入法の判断基準の見直しへの対応について

平成 22 年 3 月 23 日
日本製紙連合会

平成 22 年 2 月 5 日に閣議決定された、印刷役務に係るグリーン購入法の判断基準における、古紙リサイクル適性ランクリストの「グリーン購入法. net」への情報提供について、日本製紙連合会の会員企業は、下記のとおり行うものとする。

記

1. 抄色紙、ファンシーペーパー等の古紙リサイクル適性については、多数の銘柄の全てのランクリストを判定することは、判定試験に多大な時間を要することから、判定が容易、使用頻度が高い銘柄等の個々の企業の事情により銘柄の優先付けをして判定を急ぎ、順次、提供が出来るものから公開することとする。
2. 抄色紙、ファンシーペーパーの情報提供が必要と思われる銘柄の公開の一応の目途としては、平成 22 年 6 月末を目指すものとする。
3. 古紙リサイクル適性ランクの判定が変更になった場合は速やかに情報提供の内容を差し替えるように努めることとする。

以上